

家族法制度などに関する質問に対する回答

2014年3月11日

1. 韓国における家族法制度（離婚、親権・面会交流、養育費等）の特徴及びその運用実態

韓国の家族法制度は、従前の封建的な家族法から始まり、現在は、数回にわたる改正を通じて民主主義的な家族法としての体裁を整えました。以下では、韓国の家族法制度のうち上記の質問と関連のある特徴、運用実態について簡単に説明致します。

□ 離婚制度

➤ 協議離婚

韓国の民法上、離婚は、協議離婚(民法第834条)と裁判上の離婚(第840条)に分類されます。このうち協議離婚をしようとする者は、家庭裁判所が提供する離婚に関する案内を受け、1ヶ月または3ヶ月間の離婚熟慮期間が経過した後、離婚に対する意思の確認を受けます。家庭内暴力など緊急な事情がある場合は、離婚熟慮期間の短縮、免除を受けることができます(民法第836条の2項)。協議離婚の効力は、当事者双方が家庭裁判所の確認を受け、家族関係の登録などに関する法律で定められている通りに届け出ることによって発生します(民法第836条第1項)。

現在、韓国では協議離婚の割合が離婚事件全体の約75%以上を占めています。協議離婚制度は、従来、協議による自由な離婚よりは合意という名目の下に夫の一方的な離婚を可能にする手段として悪用される場合が多いため、夫が妻を一方的に放逐する離婚を防ぎ、相対的な弱者である妻を保護するために、数回にわたって民法が改正され、現在のような制度に至りました。最近では、離婚熟慮期間制度や子の養育に関する合意の義務化などの装置を設けるなど、離婚過程における未成年の子の福祉を図るために努力しています。

➤ 裁判上の離婚

裁判上の離婚は、法律上離婚の原因がある場合、夫婦の一方が請求する離婚手続で、民法上挙げている個別の事由に該当すると認められる場合に限り可能

です。民法における裁判上の離婚の理由は、以下のとおりです(民法第840条各号)。

- ① 配偶者に不貞な行為があったとき
- ② 配偶者が悪意を持って、他の一方を遺棄したとき
- ③ 配偶者またはその直系尊属から非常に不当な待遇を受けたとき
- ④ 自身の直系尊属が配偶者から非常に不当な待遇を受けたとき
- ⑤ 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき
- ⑥ その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき

韓国の民法は、配偶者一方の帰責事由の有無に関わらず、婚姻関係が破綻した場合、離婚を認める外国の立法例とは異なり(破綻主義)、原則として配偶者一方に帰責事由がある場合に限って裁判上の離婚を認めているため、有責配偶者が裁判上の離婚により婚姻を解消する可能性がかなり閉ざされています(有責主義)。しかし、大法院は「婚姻生活の破綻に対し主な責任がある配偶者は、その破綻を事由にして離婚を請求することができないのが原則である。但し、相手方もその破綻以後、婚姻を継続する意思がないというのが客観的に明白であり、瘦せ我慢や報復的な感情により離婚に応じずにいるだけなど特別な事情がある場合に限り、例外的に有責配偶者からの離婚請求が認められる」と判示し、例外的に婚姻生活を維持し難いことが明白である場合は、有責配偶者からの離婚請求を認めています。

韓国の家事訴訟法上では、裁判上の離婚をするには、まず、調停手続をしなければなりません(家事訴訟法第50条)。しかし、調停をしないことにした場合や調停が成立せずに終了した場合、または調停に代わる決定に異議の申し立てがある場合(家事訴訟法第49条、民事調停法第36条)は裁判手続に移り、裁判上の弁論準備期日、弁論期日を経て判決が言い渡されたとき裁判上の離婚の効力が発生します(家事訴訟法第12条、民事訴訟法第205条)。

□ 親権制度

夫婦が離婚する場合、子に対する共同親権を行使することは難しいため、民法では離婚の際、親権者の決定に関する規定を定めています。すなわち、協議離婚の際には一時的に夫婦間の協議により、協議が成立しない場合は家庭裁判所の職権または当事者の請求により親権者を指定します。裁判上の離婚の際には、家庭裁判所が職権で親権者を決めます(民法第909条)。

韓国法上の親権制度は、従来、親の権利として認識され、子の利益より親の意見によって結果が変わることが多くありました。しかし、1990年、2005年、2007年など

数回の改正を通じて、親が子を支配する色を消し、現行法のように子の福利を優先し、国の後見的な地位を強化する方向に変更されました。また、民法では、下記の通り、離婚の際に子を保護するため養育の責任と面接交渉権に関する規定を定めており、夫婦の離婚時、子の養育問題に対する家庭裁判所の関与を強化して面接交渉権の主体に親以外に子を追加し、未成年者も権利の主体であることを認めました。

□ 養育権及び面接交渉権の関連制度

➤ 養育者の決定及び養育費分担の原則

夫婦が離婚する場合、親権者の決定とは別に、養育者の決定、養育費用の負担など養育に関することを決めなければなりません。このような養育に関する事項はまず親が協議して決め、協議が成立しない場合や協議することができない場合は、家庭裁判所が職権または当事者の請求によって決めることができます(民法第837条)。

養育費の負担は、親の子に対する扶養の義務に関するもので、養育者の指定とは別の問題であるため、子の養育に必要な費用は、誰が養育者として決定されたかに関わらず、夫婦が共同で負担するのが原則です(養育費分担の原則)。従って、子が成年(満20歳)になるまで、夫婦のうち一方当事者が養育者として決定した場合は養育者でない他の一方に、第三者が養育者として決定した場合は親双方に養育費を請求することができます。大法院は「子を養育する親の義務は、特別な事情がない限り、子の出生と同時に発生するものであるため、過去の養育費も相手方が負担するというのが妥当であると認められる場合は、その費用の償還を請求することができる」とし、将来だけでなく過去の養育費の求償請求も認めています。

養育費の分担比率は、親の所得を基に様々な事情を考慮して、適切な分担比率により決定されます。具体的な養育費の金額は、離婚時に当事者間の協議で決めることができますが、実務的にこのような協議や決定にも関わらず、養育費を支払わない事例が多いため、養育費の支払を受けるための様々な手続に関する議論が進められています。

➤ 面接交渉権の関連制度

面接交渉権は、養育者でない親権者が子と相互面接、文通または接触して時間を共に過ごす権利であり、養育者でない親権者だけでなく子にも認められている双方向的な権利です(民法第837条の2)。面接交渉権は原則として放棄し

たり、譲渡することはできませんが、家庭内暴力など子の福祉のために必要な場合、家庭裁判所は当事者からの請求または職権により面接交渉を制限したり排除したりすることができます(同条第2項)。

面接交渉権は、協議離婚だけでなく裁判上の離婚でも認められ、家庭裁判所は当事者の主張とは関係なく、子の年齢、養育過程、離婚過程など諸事情を参酌して、具体的な内容を決定することができます。

2. 上記（1）に関連し、本邦在住者・在留邦人が弁護士・法律相談等を活用するための方法（相談者が経済的に問題があり、通常必要とされる経費支弁が困難な場合を含む。）

□ 韓国内に居住中の日本人の場合

韓国内に居住している日本人が、経済的に問題がない場合は、韓国人と同様に、韓国内の弁護士と法律相談をすることができます。

韓国内に居住中の日本人が、経済的に問題があり、弁護士の選任費用など法律相談費用の支払が難しい場合であれば、韓国内に居住中の日本人は必要な条件を備え、法律救助公団から法律相談及び訴訟上の支援を受けることができ、他にも相談の種類によって韓国内の政府関連機関または関連団体から無料法律支援を受けることができます(具体的な関連機関は、どのような争点に関する相談を受けるかによって異なります)。

下記では、韓国内の移住外国人女性、多文化家庭に関する法律相談のうち経済的に困難な場合に支援を受けることのできる方法を紹介します。ただし、各機関は、日本語相談の場合、非専門人材やボランティアを活用する場合が相当数あり、相談時期、状況によって支援の形が変わり得るという点をご参考下さい。

➤ 移住外国人に関する法律支援

法律救助公団、女性家族部傘下の多文化家庭支援センター、移住女性緊急支援センターなどの公共機関及び多文化家庭支援センターと連携している大韓弁護士協会人権財団が主管する移住外国人法律支援センターなどの私的機関から相談及び支援を受けることができます。特に、多文化家族支援センターや移住女性支援緊急支援センター、大韓弁協法律救助財団の場合、日本語での法律相談

や通訳サービスも提供しており、相談後も相談の内容によって訴訟上の支援を受けることができます。

法律支援機関及び具体的な支援内容は、下記表のとおりです。

機関名	ホームページ	連絡先	機関の特徴	備考
法律救助 公団	http://www.klac.or.kr	局番なし 132	<ul style="list-style-type: none"> - 法律知識が不足し、経済的に困難であるため、適切な法的保護を受けることができない国民に法的支援をするために設立された公的機関で、全国の裁判所、検察庁所在地に支部がある。 - 特に社会的な関心と配慮が必要な韓国内居住外国人のような社会的弱者に対し、無料で法律サービスを提供する。 - 法律相談後、公団の所定様式による法律救助申請書及び証憑書類を居住地の公団事務所に提出すれば、資格審査を経て、訴訟救助を受けられる。 - 一般男性にも支援を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> - 家事に関連する訴訟など家族法に関する問題の無料法律相談が可能。 - 法律相談にとどまらず、訴訟代理などの支援を無料で受けるためには、家庭暴力の被害者に該当するなど、より厳格な要件を備えなければならない(具体的な対象者要件は、http://www.klac.or.kr/html/view.do?code=163を参照)。 - 但し、無料訴訟代理要件に該当しない場合でも、一般的な貧困者、法律に無知な国民または韓国内居住外国人であれば、本人が負担できる訴訟費用の限度内で、通常より安い弁護士費用を負担することで、訴訟代理などの支援を受けることができる。
多文化家族支援センター	http://www.liveinko	1577-5432	<ul style="list-style-type: none"> - 多文化家族のための家族教育、相談、文化プログラムなどのサービスを提供する 	<ul style="list-style-type: none"> - 移住女性緊急支援センターと協力。

「タヌリ」	rea.kr		<p>ことで、結婚移住外国人の生活を支援する女性家族部傘下の機関。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 居住地などによって各市道別の地域センターで地域別相談が可能。 - 日本語のホームページがあり、日本語での電話相談が可能。 - 移住男性にも支援を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> - 法律相談の場合、定期的にある巡回法律相談、法律救助公団や家庭法律相談所の利用を推奨する。
移住女性緊急支援センター	http://www.wm1366.org/sub03_1.asp?menuCategory=3	1577-1366	<ul style="list-style-type: none"> - 女性家族部が設立した緊急支援センター(多文化家族支援センターのうち暴力に関する緊急支援業務を担当)。 - 移住外国人女性に対する家庭内暴力、性暴力、売春など緊急な状況に置かれ、暴力の被害を受けている移住外国人女性に 365 日ホットラインを通じて母国語での相談、通訳を提供。 - 移住男性にも支援を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> - 日本語での相談も可能。ただし、大田支部のみ可能(042-488-2979)。 - 単純な法律相談は多文化家族支援センターが担当するが、緊急支援センターでも家庭内暴力が原因でなくても、母国語での相談、通訳・翻訳サービスなどを提供。
移住外国人法律支援センター	http://www.migrantlaw.or.kr		<ul style="list-style-type: none"> - 大韓弁護士協会と女性家族部の業務協約により大韓弁護士協会及び大韓弁護士協会人権財団が開設。 - 多文化家族支援センターと移住女性緊急支援センターで法律支援活動が効率的に行なわれるように、各支援センターが担当諮問弁護士を指定し、法律相談を専担 	<ul style="list-style-type: none"> - 日本語のホームページあり。 - ホームページを通じた公開、非公開の相談が可能。

			<p>している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 10ヶ国語で構成されており、ウェブサイトを利用でき、法律相談だけを専門とする諮問機関。 - 移住男性にも支援を提供。 	
韓国移住女性人権センター	http://www.wmigrant.org		<ul style="list-style-type: none"> - 韓国内に居住する移住女性の人権と福祉のための非営利民間団体。 - 国際結婚により韓国に移住した外国人女性のための家庭暴力の相談、法律支援、移住外国人女性労働者のための性暴力の相談及び夫婦、家族問題の相談などの業務を担当。 - 一般相談も可能。訴訟救助は個別申請により、被害の程度、勝訴の可能性などを考慮し、対象者に選ばれた場合に支援を受けることができる。 - 移住男性にも支援を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> - 月曜日～金曜日の午前 10:00～午後 6:00 に電話相談(02-3672-7559)が可能。 - 電話相談後、面接相談や掲示板、メールでの相談が可能。 - 英語相談は常時可能。日本語相談は事前に申請後、ボランティア通訳が涉外された場合に限り可能。
大韓弁協法律救助財団	http://www.legalaid.or.kr	02-3476-6515	<ul style="list-style-type: none"> - 大韓弁護士協会法律救助事業会の法律支援から始まった財団法人で、様々な領域で法律的支援を提供。 - 移住外国人及び多文化家庭、移住外国人女性の離婚など家事事件に関する法律相談及び訴訟も遂行。 - 一般男性にも支援を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> - 電話相談または訪問相談後に法律支援を申請し、申請要件に該当する場合、審査を経て訴訟救助を受けることもできる。 - 具体的な申請要件及び申請方法はリンクを参照。 (http://www.legalaid.or.kr/coun02.php)。

				- 英語相談可能。「タヌリ」及び移住女性緊急支援センターと協力関係。
--	--	--	--	------------------------------------

➤ 一般的な低所得層に対する法律支援

一方、外国人に限定されるものではありませんが、一般的な低所得層に対する法律支援制度及び機関としては、下記の通りです。

機関名	ホームページ	連絡先	機関の特徴	備考
法律救助公団	http://www.klac.or.kr	局番なし 132	同上	同上
大韓弁協法律救助財団	http://www.galaid.or.kr	02-3476-6515	同上	同上
法律ホームドクター	http://blog.naver.com/homedoc2013	法務部人権救助課、02-2110-4252	- 法務部と地方自治体、社会福祉協議会が共同で行なっている事業の一環。 - 弁護士が該当地域内の機関に常駐し、経済的に脆弱な階層に1次的な無料法律サービスを提供。	各地域の配置機関の現況はホームページを参照。
ソウル地方弁護士会総合法律センター	http://www.seoulbar.or.kr	02-3476-8080	- 一般市民に対する無料法律相談サービスを提供。 - 他にも外国人を対象とする無料法律相談を毎週日曜日午後2～5時に鍾路区、九老区、冠岳区などで実施。	法律相談の詳細な日程はホームページを参照。
ロシコム法律救助財団	http://foundation.lawsee.com	02-1544-8134	- (株)ロシコムが利益を社会に還元するという公益的な目的で設立した民間法律支援財団。 - 一般国民及び在外同胞に対する無料法律相談、生活保護対象者などに対する法律支援事業を実施。	

3. 韓国における有償・無償で相談可能なNPO、ケースワーカー(政府、民間所属の非営利団体)

回答 1、2 で紹介した関連団体をご参考下さい。有償相談の場合は、一般的な弁護士事務所にお問い合わせをお勧めします。無償相談の場合、政府機関としては法律救助公団、大韓弁協法律救助財団、女性家族部傘下の多文化家族センター(移住外国人女性の場合)があり、民間機関としては上記の多文化家族センターと連携している大韓弁協所属の外国人法律支援センター(移住外国人女性の場合)、民間所属団体である韓国移住女性人権センターを利用することができます。

4. 韓国におけるDV被害者に対する(公的/私的)支援制度

韓国の法律は、家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法、家庭内暴力防止及び被害者保護等に関する法律などで家庭内暴力(DV)を規律しています。韓国におけるDV被害者に対する(公的/私的)支援制度として、韓国政府では代表的に韓国家庭法律相談所を運営し、離婚、親権などに関する無料法律相談及び訴訟支援を提供しています。また、上述した移住女性緊急支援センターでは、韓国語が苦手な結婚移民者に様々な国の言語(ベトナム語、中国語、タガログ語、カンボジア語、ウズベキスタン語、モンゴル語、ロシア語、タイ語、日本語、英語、ネパール語、ラオス語)での相談、通訳サービスなどを提供しています。

その他の具体的な支援制度としては、以下の機関があります。そして、上述した移住女性関連支援機関でも家庭内暴力に関する法律相談を受けることができます。

機関名	ホームページ	連絡先	機関の特徴	備考
韓国家庭法律相談所	http://www.lawhome.or.kr	1644-7077	<p>- 経済的に貧困な階層のために家庭問題に関する法律サービスを無料で提供する機関。各種無料相談を行っており、相談の結果、訴訟が必要であると思われる経済的に困難な人々のために無料で訴訟を支援する。</p> <p>相談時間: 平日 午前 10:00～午後 5:00 夜間相談 毎週月曜日午後 6:00～</p>	シェルター機能なし。

			9:00 * 事前に予約すれば、外国人のための英語相談も可能。時間は夜間相談と同一。	
女性緊急電話	http://www.mogef.go.kr/	局番なし 1366	- 女性家族部が運営。 - シェルターの提供: 1) 家庭暴力被害者のうち希望者に限って各機関と面接相談後、入所可能。特に 10 才以上の男児を同伴した家庭内暴力被害者のための保護施設も別途運営。 2) 短期 6 ヶ月から長期 2 年以内、臨時的な保護は最大 7 日。 3) 保護施設の退所後に家庭復帰が難しい場合、自立支援のために、審査を経て住居空間(グループホーム)を支援。 4) 家庭内暴力被害者と子供が安定的で長期的な居住地を望む場合、入居審査を経て賃貸住宅に居住可能。	
安全 Dream 児童、女性、障害者警察支援センター	http://www.safe182.go.kr	局番なし 117	- 警察が運営する被害支援センター。	シェルター機能なし。
法律ホームドクター	http://blog.naver.com/homedoc2013	法務部人権救助課、02-2110-4252	- 法務部と地方自治体、社会福祉協議会が共同で行なっている事業の一環。 - 弁護士が該当地域内の機関に常駐し、経済的に脆弱な階層に 1 次的な無料法律サービスを提供。	各地域の配置機関の現況はホームページを参照。 シェルター機能なし。
ソウル地方弁護士会総	http://www.seoulbar.or.kr	02-3476-8080	- 一般市民に対する無料法律相談サ	法律相談の詳細な

合法律センター			<p>ービスを提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 他にも外国人を対象とする無料法律相談を毎週日曜日午後2～5時に鍾路区、九老区、冠岳区などで行なっている。 	<p>日程はホームページを参照。</p> <p>シェルター機能なし。</p>
ロシコム法律救助財団	<p>http://foundation.lawsee.com http://foundation.lawsee.com</p>	02-1544-8134	<ul style="list-style-type: none"> - (株)ロシコムが利益を社会に還元するという公益的な目的で設立した民間法律支援財団。 - 一般国民及び在外国民に対する無料法律相談、生活保護対象者などに対する法律支援事業を実施。 	シェルター機能なし。
韓国女性の電話連合	http://wwwHotline.or.kr	02-2263-6464	<ul style="list-style-type: none"> - 女性人権運動団体(NGO)。 相談時間：平日 10時～5時 - 家庭内暴力に関する相談に限定。 - 独自の別途シェルターを提供(家庭内暴力が原因の場合)。 	
韓国移住女性人権センター	http://www.wmigrant.org		<ul style="list-style-type: none"> - 韓国居住移住女性の人権と福祉のための非営利民間団体。 - 国際結婚移住女性のための家庭内暴力相談及び法律支援、移住女性労働者のための性暴力相談及び夫婦、家族相談などの業務を担当。 - 移住女性に対するシェルターを提供。 	<p>その他詳細内容は上記2.項目を参照</p>

※本文書は、当館作成の文書でなく、当館からの委嘱にもとづき、当地弁護士事務所が調査した平成26年3月現在の内容であり、参考として掲載しているもの。